



発行 東京都

目次

告示

○都市計画事業の認可(二件).....

公告

○建設業者に関する公告.....

告示

●東京都告示第千六百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年八月十四日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 荒川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第三・三・三十五号宮前公園

三 事業施行期間 令和二年八月十四日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

荒川区東尾久五丁目及び西尾久二丁目各地内
使用の部分
なし

●東京都告示第千六百五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年八月十四日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 杉並区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業杉並第二・二五十一号清水二丁目公園

三 事業施行期間 令和二年八月十四日から令和四年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

杉並区清水二丁目地内

使用の部分

なし

公告

建設業の許可の取消処分公告について

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和二年八月十四日

東京都知事 小池百合子

一 処分した年月日

令和二年七月二十一日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

アーネストガイア株式会社

渋谷区初台一丁目五十一番一号

小谷野 広司

東京都知事許可(般一三十)第一四九八七三号

三 処分内容

建設業法第二十九条第一項第一号に基づく許可の取消

し

四 処分の原因となった事実

被処分者は、経営業務管理責任者及び専任技術者が不在であり、このことが建設業法第二十九条第一項第一号に該当する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

